平成２４年（フ）第１０７号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　10棟103号
債務者　柳生　孝子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３２号
千葉県四街道市栗山266―34　ハイツ中村102、住民票上の住所横浜市南区六ツ川２丁目80番地76
債務者　布施　光行（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４３号
千葉県印西市高花６丁目14番地９
債務者　土屋真佐美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５３号
千葉県四街道市美しが丘１丁目28番８号　ルミエール美しが丘A101
債務者　仲野　正男
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５４号
千葉県四街道市美しが丘１丁目28番８号　ルミエール美しが丘A101
債務者　仲野　富子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５８号
千葉県成田市中台４丁目３番地　２棟503号
債務者　山下　雅栄
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５６号
愛知県豊田市本新町２丁目22番地１　サープラスワン岡部Ｂ―105号
債務者　原川　拓也
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
名古屋市北区桐畑町47番地
債務者　中村　　琴（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
愛知県豊田市美里２丁目11番地６　サンシティ美里Ｉ304号
債務者　増田　智幸
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
愛知県知立市山町四組４番地１　プラチナハイツ安井Ｉ177号、前住所愛知県名古屋市瑞穂区太田町３丁目19番地の５
債務者　日置　　明
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
北海道旭川市５条通17丁目4105番地８号棟
債務者　武差　教雄
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８号
北海道旭川市９条通20丁目1959番地の69　新旭荘１階右
債務者　石濱　博子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
北海道上川郡愛別町字南町７番地４　本町団地６号棟４号室
債務者　市田　政敏
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
北海道旭川市８条通19丁目120番地の57　ＬＭＧマンション306号
債務者　松崎　茂美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
北海道旭川市南４条通25丁目10番地
債務者　南館　　覚
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８９号
北海道旭川市東光６条８丁目１番21号　６・８コーポA202
債務者　成田　和幸
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部